

作成日 平成 16年 5月 21日
改訂日 令和 4年 5月 16日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ライトクリスタル XCL-D12
製品整理番号	BA109
供給者の会社名称	株式会社ウォーターエージェンシー
住 所	162-0813 東京都新宿区東五軒町 3 番 25 号
担当部門	ケミカルサービス事業本部
TEL	03-3267-4073
FAX	03-3267-4106
緊急連絡電話番号	同 上
推奨用途および使用上の制限	工業用消臭剤

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類

物理化学的危険性	全ての項目は、区分に該当しない又は分類できないである。
健康に対する有害性	急性毒性(経口) 区分4
	急性毒性(経皮) 分類できない
	急性毒性(吸入:気体) 分類できない
	急性毒性(吸入:蒸気) 分類できない
	急性毒性(吸入:粉塵) 分類できない
	急性毒性(吸入:ミスト) 分類できない
	皮膚腐食性/刺激性 区分1
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1
	呼吸器感作性 分類できない
	皮膚感作性 分類できない
	生殖細胞変異原性 分類できない
	発がん性 分類できない
	生殖毒性 分類できない
	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 分類できない
	誤えん有害性 分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分1
	水生環境有害性 長期(慢性) 区分1
	オゾン層への有害性 分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語 危険有害性情報

危険
飲み込むと有害
重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
臓器の障害(呼吸器系)
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

<安全対策>

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

- 環境への放出を避けること。
 - 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
 - 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。
 - 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診察／手当てを受けること。
 - 眼の刺激が続く場合:医師の診察／手当てを受けること。
 - 飲み込んだ場合:気分が悪いときは医師に連絡すること。
 - 飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 - 皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。
 - 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 - ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。
 - 直ちに医師に連絡すること。
 - 口をすすぐこと。
 - 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
 - 漏出物を回収すること。
 - 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。施錠して保管すること。
 - 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。
- <応急措置>
- <保管>
- <廃棄>

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物		
化学名又は一般名	①塩化亜鉛	②塩化亜鉛アンモニウム	③水、その他
化学物質を特定できる一般的な番号	①CAS No. 7646-85-7	②CAS No. 12125-02-9	③ —
化学式	①ZnCl ₂	②NH ₄ Cl	③ —
成分及び濃度又は濃度範囲	①塩化亜鉛 50%以下	②塩化亜鉛アンモニウム 1%未満	③水、その他 50%以上
官報公示整理番号 (化審法)	①(1)-264	②(1)-218	③ —
(安衛法)	①既存化学物質	②既存化学物質	③ —

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い場合は医師の診察を受ける。
皮膚に付着した場合	多量の水と石鹸で優しく洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。
眼に入った場合	直ちに多量の水で15分以上すすぐ。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。医師の診断／手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口内を水ですすぐ。水を大量に飲ませる。直ちに医師の診察を受ける。被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。
急性症状及び遅発性症状並びに最も重要な兆候及び症状	吸入した場合: 浅呼吸、喉の痛み、肺炎を含む気道の急性炎症、チアノーゼ、咳、痰、胸部の痛みと締めつけ感、吐き気、嘔吐、頭痛、肺水腫及び肺繊維症、急性呼吸不全。 皮膚に付着した場合: 痛み、発赤、重度の熱傷。 眼に入った場合: 痛み、発赤、重度の熱傷。 飲み込んだ場合: 吐き気、嘔吐、頭痛、過アミラーゼ症、虚脱状態(ショック)。
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	救助者は保護手袋と保護メガネ、必要に応じてマスクなど接触や曝露を避けられる保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項	肺水腫の症状は2~3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。安静と医学的な経過観察が必要。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水。
使ってはならない消火剤	特になし。
火災時の特有の危険有害性	有害性ガスを放出することがある。煙を吸入しないこと。
特有の消火方法	安全に対処できるならば着火源を除去すること。周囲の火災に適した消火剤を使用。作業は、可能な限り風上から行う。区域より退避させること。水噴霧や霧水で周辺機器を冷却する。汚れた消火剤が排水溝や河川に流入しないようにする。

消火活動を行う者の特別な保護具
及び予防措置

適切な保護具を着用して作業する。煙を吸入しないこと。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置
環境に対する注意事項
封じ込め及び浄化の方法
及び機材

適切な保護具を着用して作業する。大量に流出した場合、区域より退避させること。
漏出エリアを換気する。
環境への放出を避けること。下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。
少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエス等)で吸着させて取り除く。残りをウエス、雑巾等
でよく拭き取る。その後、大量の水で地面を洗浄する。
大量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラム等に回収する。
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。こぼれた製品
の上を歩く際は注意する。火花の出ない工具を使用する。

二次災害の防止策

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策
局所排気・全体換気
安全取扱注意事項

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
必要に応じて全体換気、局所排気を行う。
作業所の十分な換気を確保する。
適切な保護具を着用する。
取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
取扱い後は手をよく洗うこと。

接触回避
衛生対策

保管

安全な保管条件
安全な容器包装材料

日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。密閉容器に保管すること。
消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。
塩化ビニール、ポリエチレン、FRP、ゴムライニング等の必要な強度を有する耐薬
品性の容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度
許容濃度

日本産業衛生学会(2017年版)
ACGIH(2013年版)

設定されていない。

設備対策

設定されていない。
ヒューム 1mg/m³(TWA), 2mg/m³(STEL) : 塩化亜鉛
ヒューム 10mg/m³(TWA), 20mg/m³(STEL) : 塩化アンモニウム
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。

保護具

呼吸用保護具: 適切なマスクを着用する。
手の保護具 : 不浸透性(耐薬品、耐油、耐溶剤)保護手袋を着用する。
眼、顔面の保護具 : ゴーグル型または全面保護眼鏡を着用する。
皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣や安全靴等を着用する。

特別な注意事項

特になし。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

液体

色

緑色透明

臭い

固有臭

融点/凝固点

データなし

沸点又は初留点及び沸点範囲

98°C以上

可燃性

データなし

爆発下限界及び爆発上限界/

データなし

可燃限界

引火点

データなし

自然発火点

データなし

分解温度

データなし

pH

2.5~3.5

動粘性率	データなし
溶解度	水 :任意の割合で溶解する。 その他の溶媒 :データなし
n-オクタノール／水分配係数(log 値)	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	1.55～1.65 (20/4℃)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし。
化学的安定性	通常の使用条件下では安定である。
危険有害反応可能性	自己反応性なし。金属に対して腐食性が強い。
避けるべき条件	直射日光、高温
混触危険物質	金属
危険有害な分解生成物	加熱すると分解し、有害なヒューム(酸化亜鉛)や有害ガス(塩化水素等)を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性	経口:LD ₅₀ = 712mg/kg (計算値) (未知成分 1%を含む) 経皮:データ不足のため、分類できない。 吸入(気体):データ不足のため、分類できない。 吸入(蒸気):データ不足のため、分類できない。 吸入(粉塵、ミスト):データ不足のため、分類できない。
皮膚腐食性／刺激性	区分1(塩化亜鉛:区分1、一部の成分:区分2)
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性	区分1(塩化亜鉛:区分1、一部の成分:区分1、塩化アンモニウム:区分2B)
呼吸器感受性又は皮膚感受性	データ不足のため、分類できない。
生殖細胞変異原性	データ不足のため、分類できない。
発がん性	データ不足のため、分類できない。
生殖毒性	データ不足のため、分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(塩化亜鉛:区分1、塩化アンモニウム:区分2)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	データ不足のため、分類できない(但し、塩化アンモニウム:区分1)。
誤えん有害性	データ不足のため、分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	区分1(塩化亜鉛:区分1、一部の成分:区分2)
水生環境有害性 長期(慢性)	区分1(塩化亜鉛:区分1)
残留性・分解性	データなし。
生体蓄積性	データなし。
土壤中の移動性	データなし。
オゾン層への有害性	データ不足のため、分類できない。

13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報	化学品の廃棄は、焼却する場合、関連法規・法令を遵守する。また、廃棄する場合、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関連法規・法令遵守し、適正に処理する。 空の汚染容器及び包装を廃棄する場合、内容物を除去した後に、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者に廃棄物処理法(廃棄物及び清掃に関する法律)、及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。
---	--

14. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	IMOの規定に従う。
国連番号	1840
品名	ZINC CHLORIDE SOLUTION
国連分類	8
容器等級	III
海洋汚染物質	該当
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
国連番号	1840
品名	ZINC CHLORIDE SOLUTION
国連分類	8
容器等級	III
国内規制	
陸上規制情報	非該当
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1840
品名	塩化亜鉛(水溶液)
国連分類	8
容器等級	III
海洋汚染物質	該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1840
品名	塩化亜鉛(水溶液)
国連分類	8
容器等級	III
輸送又は輸送手段に関する 特別の安全対策	輸送に際しては、高温および直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。 重量物を上積みしない。 ローリー輸送する時は、荷主は運送人にイエローカードを渡す。 タンクローリー等の荷役時には車止めをし、ホースの連結を確実にする。 ホースの着脱時は、ホース内の残留分の処理を完全に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 危険物のそばに積載しない。
緊急時応急措置指針番号	154

15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9) 塩化亜鉛(政令番号:94)
化学物質排出把握管理促進法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第1項、施行令第 18 条第1号、第 2 号別表第 9) 塩化亜鉛(政令番号:94) 第1種指定化学物質(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) 亜鉛の水溶性化合物(政令番号:1)
労働基準法	疾病化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1) 塩化亜鉛
船舶安全法	腐食性物質(危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1)
航空法	腐食性物質(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)
水質汚濁防止法	指定物質(法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3) 亜鉛及びその化合物 生活環境項目(法第 2 条第 2 項第 2 号、施行令第 3 条第1項) 亜鉛含有量 水質基準物質(法第 12 条の 2 第 2 項、施行令第 9 条の 4) 亜鉛及びその化合物(政令番号:30)
下水道法	有害物質(法第 4 条第 2 項)、水質基準(平 15 省令 101 号)
水道法	有害物質(法第 4 条第 2 項)、水質基準(平 15 省令 101 号)
毒物及び劇物取締法	非該当
消防法	非該当
海洋汚染防止法	非該当
大気汚染防止法	有害大気汚染物質(中央環境審議会第9次答申) 亜鉛及びその化合物(政令番号:1)

16. その他の情報

・参考文献

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)

化学物質審査規制法実務提要 通商産業省基礎産業局化学品 編

・記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査した訳ではないため、情報洩れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じることがあります。

重要な決定等にご利用される場合は、試験によって確かめられる事をお薦めします。なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は、推奨用途上の通常的な取扱いを対象としたものなので、推奨用途から外れる特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願いします。

・問合せ先

担当部門 ケミカルサービス事業本部

電話番号 03-3267-4073 FAX 番号 03-3267-4106